

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年(2006年)3月の「第一次山口市障害福祉計画(第1期)」策定以降、3年ごとに計画の見直しを行い、平成21年(2009年)3月に第一次計画(第2期)を、平成24年(2012年)3月に第二次計画(第1期)を、そして平成27年(2015年)3月に第二次計画(第2期)を策定しました。

本計画は、第二次計画(第2期)での実績や課題を整理・検証し、新たな計画期間における障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービスの必要な量の見込みとその確保策について定め、障害福祉サービスの計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

また、名称については、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとし、市民に分かりやすくするために「山口市障害福祉サービス実施計画」とするものです。

2 計画の位置付け

市町村は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「総合支援法」という。)により、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられています。また、平成28年(2016年)6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本計画は、「市町村障害福祉計画」と、「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、策定にあたっては、国より定められた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」(以下「基本指針」という。)や、県の策定方針に即したものとなるよう、配慮しました。

また、別に定める「山口市障がい者きらめきプラン」は、「障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、障がい者福祉施策の**基本計画**としての性格を有しています。本計画は、その目標の実現に向けた数値目標などを定めた**実施計画**としての性格を有しています。



3 計画の期間

国の基本指針により、「障害福祉計画等は、3年を1期として作成することとする」と定められていることから、本計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
第二次障害福祉計画 (第1期)			第二次障害福祉計画 (第2期)			障害福祉サービス 実施計画 (第三次障害福祉計画) (第一次障害児福祉計画)				
第二次障害者基本計画						障がい者きらめきプラン(第三次障害者計画)				

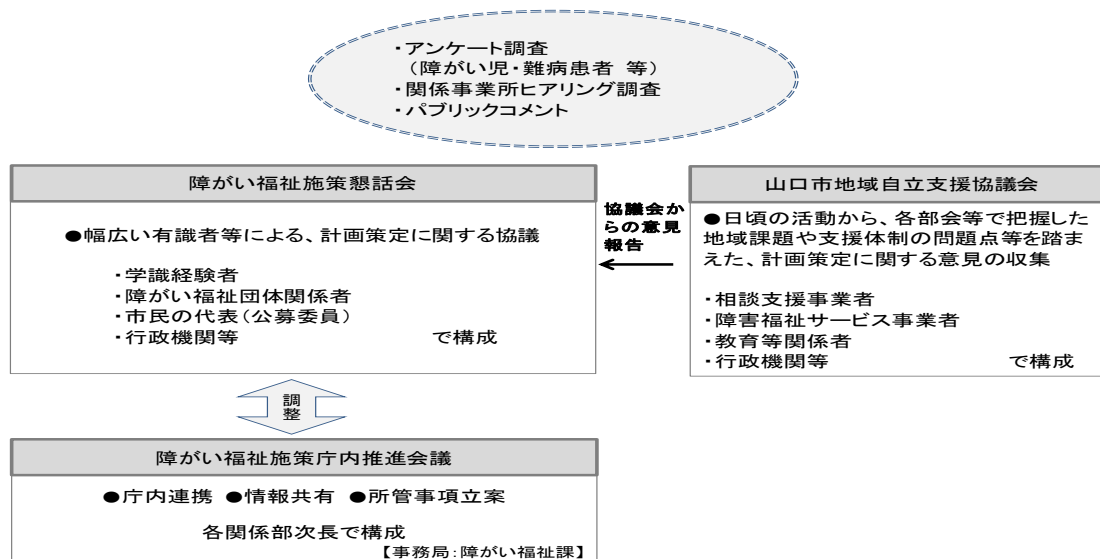
4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見の集約を図りながら策定しました。

なお、総合支援法第88条第8項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会(自立支援協議会)の意見を聴くよう努めなければならない」と定められていることから「山口市地域自立支援協議会」から意見を収集しました。

また、支援ニーズ把握のためのアンケート調査、関係事業所ヒアリング調査及びパブリックコメントを行い、障がい当事者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



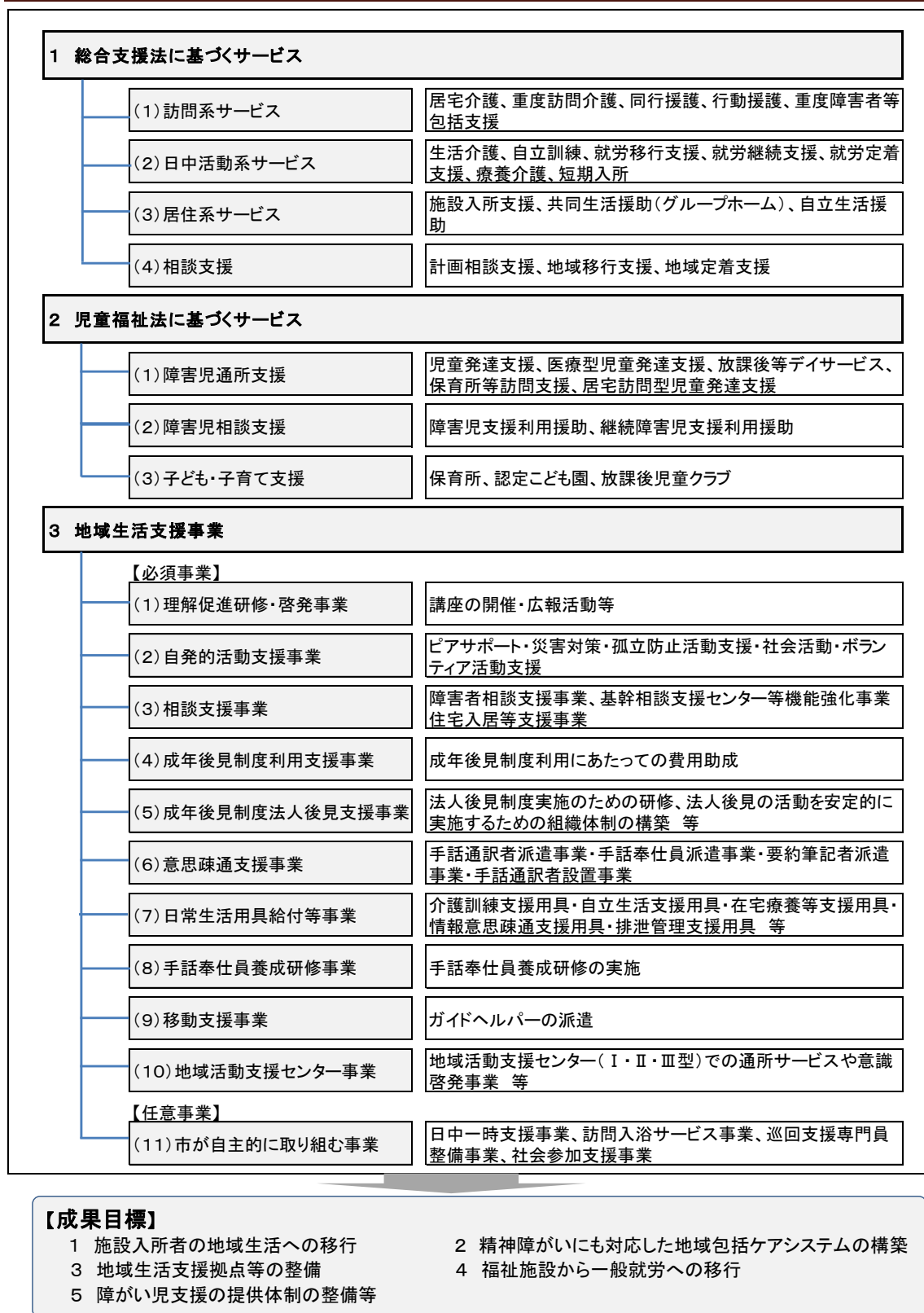
■アンケート調査

	障がい児等対象調査			障害児通所支援事業所調査
調査対象	平成29年8月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	平成29年8月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者、各通級指導教室通級児童生徒の保護者	山口市内の全障害児通所支援事業所
目的	・サービス等の利用希望の把握 ・サービス利用における満足度や問題点の把握 ・必要とされるサービスの把握 等			・各事業所における充足状況 ・今後の事業拡大見込み 等
関連施策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策			第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
配布数	673人(重複者294人除く)		1,003人	22か所
	474人	493人		
抽出方法	全対象者			-
調査方法	郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収	メール送付・回収
回収数	668人			18か所
回収率	668/1,471(1,676-重複した調査票205)=45.4%			81.8%
調査期間	平成29年9月1日～9月15日			平成29年8月

■ヒアリング調査

	相談支援事業所グループヒアリング	施設入所支援事業所ヒアリング調査	生活介護事業所ヒアリング調査	就労系事業所ヒアリング調査	精神科病院ヒアリング調査	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
調査対象	山口市内の全指定特定(障害児)相談支援事業所	山口市内の全施設入所支援事業所	山口市内の全生活介護事業所	山口市内の全就労系(就労移行支援、就労継続支援)事業所	市内及び近隣の有床精神科病院	障害児通所支援を利用中の児童の保護者
目的	・相談支援体制充実のための基礎資料 ・福祉サービスの量の把握 ・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・地域移行への移行者数の把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・総合支援学校卒業生のサービス利用把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・一般就労への移行者数等の把握	・精神障がい者の地域移行及び地域生活支援に向けた課題の把握と見込み量の把握等	・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 等	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第2章2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
対象者数	11事業所	6事業所	17事業所	24事業所	7病院	47人
抽出方法	-	-	-	-	-	障害児通所支援継続利用のための調査を実施した保護者
調査方法	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	調査員が聞き取り、調査書を記入
調査期間	平成29年9月26日	平成29年9月1日、4日	平成29年9月11日、14日	平成29年9月11日、14日	平成29年8月～9月	平成29年9月～10月

5 計画の施策体系



第2章 障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標

本章では、国の基本指針により、障害福祉サービス等の提供体制確保についての数値目標を、本市における実情に応じて設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成32年度（2020年度）における成果目標を設定します。

第二次計画の進捗状況

平成25年度（2013年度）末時点の施設入所者（238人）の4%（9人）が地域生活に移行することを目標としました。

平成29年度（2017年度）末までの目標	平成29年（2017年）7月31日時点 実績	平成29年（2017年）7月31日時点 進捗率
9人	6人	66.7%
	平成27年度（2015年度） 2人	
	平成28年度（2016年度） 3人	
	平成29年度（2017年度） 1人	

第三次計画の目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。
 - ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減する。
- * 平成29年度末において平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。（※+αとする）。

【目標】

項目	数値	算出根拠等
平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者（A）	230人	平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数242人から本市における継続入所者1

		2人を除いた人数
【目標値①】 平成32年度(2020 年度)末の 地域生活移行者数(B)	7人	平成28年度(2016 年度)末施設入所者の 3%の人がグループホームなどへ移行する と見込む
	3%	移行割合(B/A)
【目標値②】 平成32年度(2020 年度)末の 施設入所者の削減数(C)	4人	施設入所者2%の削減見込み
	2%	削減割合(C/A)

目標達成のための方策

【目標値①】

・相談支援や短期入所、居宅支援など、地域生活を支える体制を強化します。また、地域移行利用促進のために関係機関と連携を強化します。

【目標値②】

・地域移行の推進を図っていきます。また、65歳以上の入所者については、障がいの特性に十分に配慮しながら、介護保険制度の利用に関する情報提供を行います。

2 【新】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての目標を設定します。

第三次計画の目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
- ②国の定める式により算定した、平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③地域移行に伴う基盤整備量を定める。

【目標】

項目		数値	算出根拠等
【目標値①】 協議の場の設置		設置	
【目標値②】 長期入院患者数	65歳以上	308人	平成32年度(2020年度)末の国の指定された算式による患者数
	65歳未満	138人	平成32年度(2020年度)末の国の指定された算式による患者数
【目標値③】 地域移行に伴う 基盤整備量	65歳以上	54人	平成32年度(2020年度)末の国の指定された算式による地域移行者数
	65歳未満	35人	平成32年度(2020年度)末の国の指定された算式による地域移行者数

目標達成のための方策

- ・地域移行の可能性が高い患者の地域移行・地域定着支援を重点的に行っていくためのニーズや課題等を整理し、市内の精神科病院や関係機関と連携して協議の場を設置します。
- ・地域移行に伴う住まいの受け皿の確保を推進します。また、65歳以上の長期入院患者については、介護保険制度の活用も踏まえ、障がいの特性に十分に配慮しながら地域移行を進めていきます。

3 【新】地域生活支援拠点等の整備

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を集約する拠点の整備についての目標を設定します。

第三次計画の目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること。

【目標】

項目	数値	算出根拠等
地域生活支援拠点等の整備	1か所	

目標達成のための方策

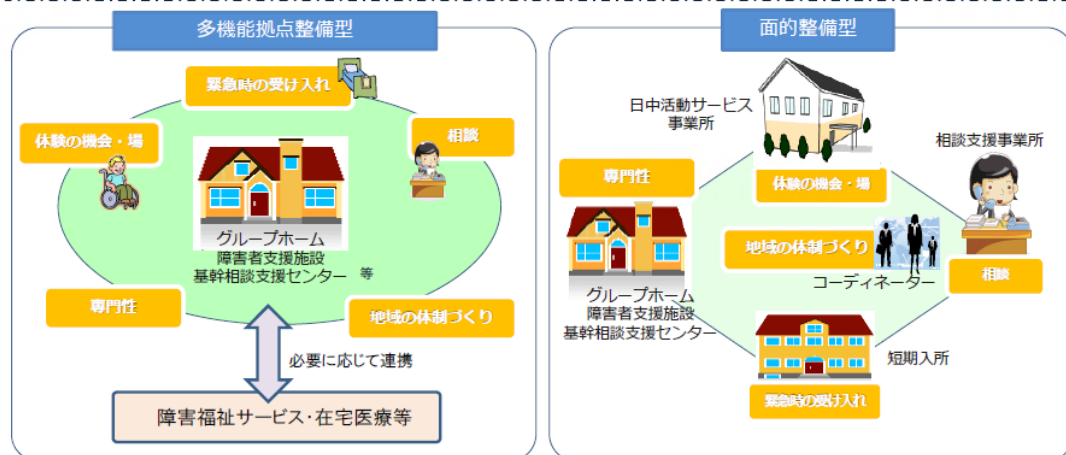
- ・地域の既存のサービスの整備状況及び障がいのある人や家族、関係機関等からのニーズや課題を把握し、本市の実情に応じた機能や整備手法について地域自立支援協議会等で検討を行い、平成32年度(2020年度)末までに1か所整備します。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(厚生労働省資料)

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための目標を設定します。

第二次計画の進捗状況

平成29年度(2017年度)中に福祉施設(生活介護・自立訓練・就労継続支援)から一般就労する人を、平成24年度(2012年度)の実績(17人)の1.6倍(27人)にすることを目標としました。

平成29年度(2017年度) の目標	平成29年(2017年) 7月31日時点 実績	平成29年(2017年) 7月31日時点 進捗率
27人	11人	40.7%

第三次計画の目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①平成32年度中に一般就労に移行する人数を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。
 - ②①の目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
 - ③①の目標を達成するため、平成32年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- *これらの目標設定に必要な利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をした人に限られる。
- ④一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

【目標】

項目	数値	算出根拠等
<基準値> 平成28年度(2016年度)の 福祉施設から一般就労への移行者(A)	24人	平成28年度(2016年度)中に、福祉施設から一般就労に移行した人の数

＜基準値＞ 平成28年度(2016年度)末における 就労移行支援事業の利用者数(B)	25人	平成28年度(2016年度)末時点の就労 移行支援事業の利用者数
＜基準値＞ 平成32年度(2020年度)末における 就労移行支援事業所数(C)	6か所	平成28年度(2016年度)の就労移行支 援事業所数
【目標値①】 平成32年度(2020年度)の一般就労 移行者数(D)	29人	平成28年度(2016年度)を基準とする県 平均伸び率1.21倍から算出した者の数
	1.21倍	倍率(D/A)
【目標値②】 平成32年度(2020年度)末における 就労移行支援事業の利用者数(E)	25人	平成28年度(2016年度)を基準とする就 労移行支援事業利用者数
	現状維持	割増率(E/B)－1 ※県平均0.853倍
【目標値③】 平成32年度(2020年度)末における 就労移行率3割以上事業所数(F)	3事業所	本市の現状から5割を見込む
	5割	割合(F/C)
【目標値④-1】 平成31年度(2019年度)末における就 労定着支援による支援開始から 1年後の定着率	13人	【平成30年度末就労定着支援利用者数】 平成30年度(2018年度)利用者見込12 人を基準とし1人の増加を見込む
	7人	【1年以上の職場定着者数】 就労定着支援利用者数の5割以上を見 込む
	54%	【1年後の職場定着率】 1年以上の職場定着者数/就労定着支援利用 者数×100
【目標値④-2】 平成32年度(2020年度)末における就 労定着支援による支援開始から 1年後の定着率	14人	【平成31年度末就労定着支援利用者数】 平成31年度(2019年度)より1人の増加を見 込む
	8人	【1年以上の職場定着者数】 平成31年度(2019年度)より1人の増加を見 込む
	57%	【1年後の職場定着率】 1年以上の職場定着者数/就労定着支援利用 者数×100

目標達成のための方策

- ・就労移行支援の利用促進につながるよう積極的に関係機関との連携を強化しています。
- ・地域自立支援協議会における民間企業の障がいの理解促進に向けた取組を継続します。
- ・新たに創設される就労定着支援事業の仕組みづくり、取組等に関する情報提供及び関係機関に対する周知に取り組みます。

5 【新】障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターなど、障害児支援の提供体制の確保に関する成果目標を設定します。

第三次計画の目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- ④平成30年度末までに、各市町村において、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

【目標】

項目	数値	算出根拠等
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	設置済	
【目標値②】 保育所等訪問支援事業所の設置	設置済	



【目標値③-1】 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	1か所	障がい児等対象調査において、医療的ケアを必要とすると回答した人が31人(4.6%)あり、各1か所の設置を目標値とする。
【目標値③-2】 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	
【目標値④】 医療的ケア児のための 協議の場の設置	設置	

目標達成のための方策

【目標値①】

本市の児童発達支援センターは、平成24年(2012年)に設置しており、今後は、このセンターを中核とした重層的な推進体制を図ります。

【目標値②】

本市の保育所等訪問支援事業所は、平成24年(2012年)に設置しており、今後は、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、更なる利用者の拡大を図ります。

【目標値③】

アンケート調査からも、重症心身障害児を支援する事業所の必要性は高まっており、事業所の開設に向けた働きかけを行います。

【目標値④】

医療的ケア児への支援強化のため、まずは医療的ケア児のための協議会を設置し、支援体制の整備を推進します。

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴、排泄などの身体介護や身体介護を伴わない家事援助等を障がいのある人の居宅に出向いて提供します。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対して、食事・入浴・排泄の身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動の際の介護を総合的に提供します。重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がいのある人又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいがある人について、外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに移動の援護その他の支援を提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して居宅介護等を包括的に提供します。

第二次計画の進捗状況

サービス名	単位		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	(見込)
居宅介護	人/月	実利用人数	103	122	105	136	107	138
	時間/月	延利用時間	1,703	1,805	1,736	2,013	1,769	1,992
重度訪問介護	人/月	実利用人数	12	9	12	10	12	8
	時間/月	延利用時間	2,017	1,815	2,017	1,852	2,017	1,653
同行援護	人/月	実利用人数	28	26	29	27	30	26
	時間/月	延利用時間	339	399	351	380	363	397

行動援護	人/月	実利用人数	3	0	3	0	3	0
	時間/月	延利用時間	150	0	150	0	150	0
重度障害者 等包括支援	人/月	実利用人数	1	0	1	0	1	0
	時間/月	延利用時間	243	0	243	0	243	0

*平成27年度、平成28年度は4月～3月の実績、平成29年度は4～6月実績による見込

第三次計画の見込量

サービス名	単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①居宅介護	人/月	実利用人数	156	166	176
	時間/月	延利用時間	2,340	2,490	2,640
②重度訪問介護	人/月	実利用人数	10	10	10
	時間/月	延利用時間	2,000	2,000	2,000
③同行援護	人/月	実利用人数	27	27	27
	時間/月	延利用時間	405	405	405
④行動援護	人/月	実利用人数	1	1	1
	時間/月	延利用時間	15	15	15
⑤重度障害者等包括 支援	人/月	実利用人数	1	1	1
	時間/月	延利用時間	243	243	243

第三次計画の見込量の考え方

【①居宅介護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績の増加人数を踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり15時間/月で見込んでいます。

【②重度訪問介護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで概ね横ばいで推移していることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり200時間/月で見込んでいます。

【③ 同行援護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで概ね横ばいで推移していることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり15時間／月で見込んでいます。

【④ 行動援護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで利用者はありませんでしたが、1人の利用を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、同行援護と同じく一人あたり15時間／月で見込んでいます。

【⑤ 重度障害者等包括支援】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで利用者はありませんでしたが、1人の利用を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の見込量を引き継ぎます。

見込量を確保するための方策

【① 居宅介護】

- ・ 年々利用者が増加する中で、ヘルパーが不足してきていることから、人材の育成や確保に努め、サービスの充実を図ります。

【② 重度訪問介護、③ 同行援護、④ 行動援護】

- ・ 障がいの種別及び状態像に関係なく、安心して地域で暮らすことができるよう、サービス提供体制の確保を図ります。

【⑤ 重度障害者等包括支援】

- ・ 事業所の確保を図ります。

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
生活介護	常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として昼間に支援施設で入浴、排泄、食事の介護を行うほか、創作活

		動や生産活動の機会を提供します。障害支援区分3以上（施設入所の場合は4以上）、50歳以上の人の場合は障害支援区分2以上（施設入所の場合は3以上）の人が対象です。
自立訓練(機能訓練)		地域生活を営むうえで必要な身体機能を維持・回復・向上させるために、作業療法や理学療法によるリハビリテーションや歩行訓練、家事等の日常生活上の活動訓練、コミュニケーションの訓練、これらについての相談・支援を18か月以内の期間を標準として個別の支援計画に基づいて行います。
自立訓練(生活訓練)	(生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通って、地域での日常生活で必要になる食事や家事などの訓練や日常生活上の相談を行う支援です。24か月以内の期間を標準として、利用者の自宅又は一定の場所に通って訓練を行うものです。ただし、長期間通所・入院をしていた人については36か月以内を標準の期間とします。
	(宿泊型自立訓練)	知的障がいや精神障がいのある人で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等を対象に、地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用しながら、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言そのほかの必要な支援を行います。標準期間は生活訓練と同じです。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)		通常の事業所に雇用されることが困難ではあるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)		通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供します。
就労定着支援 * 平成30年度(2018年度) からの新規事業		一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

短期入所	介護者が病気などで一時的に介護ができない場合に、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
------	--

第二次計画の進捗状況

サービス名		単位		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
				見込量	実績	見込量	実績	見込量	(見込)
生活介護		人/月	実利用人数	430	427	445	442	460	434
		人*日/月	延利用日数	8,398	8,216	8,691	8,447	8,984	8,230
自立訓練(機能訓練)		人/月	実利用人数	2	1	2	1	2	0
		人*日/月	延利用日数	42	15	42	15	42	0
自立訓練 (生活自立訓練) (生活自立訓練) (生活自立訓練)	(生活自立訓練)	人/月	実利用人数	45	35	45	33	45	30
	(生活自立訓練)	人*日/月	延利用日数	600	408	600	424	600	350
	(生活自立訓練)	人/月	実利用人数	7	7	7	7	7	7
	(生活自立訓練)	人*日/月	延利用日数	212	176	212	177	212	192
就労移行支援		人/月	実利用人数	46	30	50	34	55	22
		人*日/月	延利用日数	830	578	902	536	993	368
就労継続支援 (A型)		人/月	実利用人数	33	30	35	31	37	31
		人*日/月	延利用日数	663	577	703	596	744	607
就労継続支援 (B型)		人/月	実利用人数	373	392	383	417	393	440
		人*日/月	延利用日数	6,422	6,530	6,594	6,823	6,767	7,311
療養介護		人/月	実利用人数	21	18	21	18	21	17
		人*日/月	延利用日数	-	-	-	-	-	-
短期入所 (福祉型)		人/月	実利用人数	44	51	45	55	45	53
		人*日/月	延利用日数	404	427	408	569	413	552
短期入所 (医療型)		人/月	実利用人数	2	-	2	2	2	2
		人*日/月	延利用日数	5	-	5	5	5	6

*平成27年度、平成28年度は4月～3月の実績、平成29年度は4～6月実績による見込

(平成27年度の短期入所は型別の集計が行われていないため、福祉型にまとめて表記している)

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される



第三次計画の見込量

サービス名		単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①生活介護		人/月	458	466	474
		人*日/月	8,702	8,854	9,006
②自立訓練(機能訓練)		人/月	1	1	1
		人*日/月	15	15	15
③自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	人/月	33	33	33
		人*日/月	424	424	424
	(宿泊型自立訓練)	人/月	7	7	7
		人*日/月	177	177	177
④就労移行支援		人/月	23	24	25
		人*日/月	368	384	400
⑤就労継続支援(A型)		人/月	35	37	39
		人*日/月	665	703	741
⑥就労継続支援(B型)		人/月	447	462	477
		人*日/月	7,152	7,392	7,632
⑦就労定着支援		人/月	12	13	14
⑧療養介護		人/月	18	18	18
⑨短期入所 (福祉型)		人/月	63	67	71
		人*日/月	630	670	710
⑩短期入所 (医療型)		人/月	2	2	2
		人*日/月	5	5	5

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量の考え方

【①生活介護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで増加していることを踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に年8人ずつ増加すると見込んでいます。



- ・ 利用日数は、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり19日／月で見込んでいます。

【②自立訓練(機能訓練)】

- ・ 実利用人数については、平成29年(2017年)6月現在、利用者はありませんが、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、利用人数を1人と利用を見込んでいることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同日数を見込んでいます。

【③自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで概ね横ばいであることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、平成28年度(2016年度)の実績値と同日数を見込んでいます。

【④就労移行支援】

- ・ 実利用人数については、平成28年度(2016年度)から平成29年度(2017年度)にかけて減少傾向にあるものの、一般就労への移行は成果目標でもあることから、平成29年度(2017年度)の実績(見込)値を下限值とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり16日／月で見込んでいます。

【⑤就労継続支援(A型)】

- ・ 実利用人数については、一般就労への移行は成果目標でもあるため、平成28年度(2016年度)の実績値を基準とし、年2人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり19日／月で見込んでいます。

【⑥就労継続支援(B型)】

- ・ 実利用人数については、増加傾向が続いていることから、平成28年度の実績値を基準とし、年15人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり16日／月で見込んでいます。

【⑦就労定着支援】

- ・ 実利用人数については、平成30年度(2018年度)から創設される事業であることも踏まえ、平成28年度(2016年度)の一般就労移行者の5割を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

【⑧療養介護】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで概ね横ばいであることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。

【⑨短期入所(福祉型)】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで増加していることを踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に年4人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、一人あたり10日／月で見込んでいます。

【⑩短期入所(医療型)】

- ・ 実利用人数については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)まで概ね横ばいであることから、平成28年度(2016年度)の実績値と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成28年度(2016年度)の実績値と同日数を見込んでいます。

見込量を確保するための方策

【①生活介護】

- ・ 障がいのある人の昼間の活動の場を確保するため、関係機関や事業所等と連携し、人材の確保を図るとともに、事業所の確保を図ります。

【②自立訓練(機能訓練)、③自立訓練(生活訓練)】

- ・ 事業所の確保を図ります。

【④就労移行支援、⑤就労継続支援(A型)、⑥就労継続支援(B型)、⑦就労定着支援】

- ・ 就労系支援については、関係機関で就職後の定着など個別の支援を行えるようなネットワークづくりに努めます。また、こうしたネットワークを通じて、事業所の作業内容の情報を提供することにより、障がい特性に応じた事業所選定を支援し、既存事業所の利用者確保を図ります。

【⑧療養介護、⑨短期入所(福祉型)、⑩短期入所(医療型)】

- ・ 市内及び近隣自治体の事業所の活用を合わせて、サービス提供体制の確保を図ります。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいがある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを提供するものです。
自立生活援助 * 平成30年度からの新規事業	施設等から一人暮らしをする知的・精神に障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行い、地域生活を支援するものです。

第二次計画の進捗状況

サービス名	単位		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	(見込)
共同生活援助	人/月	実利用人数	180	176	186	184	192	190
施設入所支援	人/月	実利用人数	238	248	238	244	238	241

*平成27年度、平成28年度は4月～3月の実績、平成29年度は4～6月実績による見込

第三次計画の見込量

サービス名	単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①共同生活援助	人/月	実利用人数	210	220	230
②施設入所支援	人/月	実利用人数	242	240	238
③自立生活援助	人/月	実利用人数	1	2	2

第三次計画の見込量の考え方

【① 共同生活援助】

- ・ 平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績及び今後地域生活への移行者の増加を見込み、平成28年度(2016年度)を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。

【② 施設入所支援】

- ・ 成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に0.8%ずつ減少すると見込んでいます。

【③ 自立生活援助】

- ・ 地域生活への移行にあたって、自立した生活を目指す者のうち、地域移行支援利用の4人に1人程度の利用と見込んでいます。

見込量を確保するための方策

【① 共同生活援助】

- ・ 広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保を図ります。

【② 施設入所支援】

- ・ 関係機関と連携しながら、地域生活への移行を推進し、入所者数の減少を図ります。

【③ 自立生活援助】

- ・ 関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援の利用に関する働きかけを進め、一人暮らしを希望する入院中の精神障がいのある人や施設入所者が安心して地域で生活できるよう制度の周知を行います。

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応を行います。
--------	---

第二次計画の進捗状況

サービス名	単位		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	(見込)
計画相談支援	人/月	実利用人数	217	191	397	213	403	219
地域移行支援	人/月	実利用人数	2	1	2	2	3	1
地域定着支援	人/月	実利用人数	5	5	5	4	5	1

*平成27年度、平成28年度は4月～3月の実績、平成29年度は4～6月実績による見込

第三次計画の見込量

サービス名	単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①計画相談支援	人/月	実利用人数	233	243	253
②地域移行支援	人/月	実利用人数	4	6	8
③地域定着支援	人/月	実利用人数	5	6	7

第三次計画の見込量の考え方

【①計画相談支援】

- ・平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、平成28年度(2016年度)を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。

【②地域移行支援、③地域定着支援】

- ・地域移行支援・地域定着支援については、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績及び成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、平成30年度(2018年度)からは平成28年度(2016年度)を基準に地域移行支援年間2人ずつ(施設からの地域移行者数)、地域定着支援は年1人ずつ増加すると見込んでいます。



見込量を確保するための方策

- ・ 障がいのある人と家族が安心して生活するために必要な障害福祉サービスが円滑に利用できるよう障害者相談支援事業者の拡充を図ります。
- ・ 関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援の利用に関する働きかけを行います。

5 総合支援法に基づくサービスの基盤整備計画

総合支援法に基づくサービスの提供については、国・県の方針を踏まえるとともに、本市におけるサービスに対するニーズと現在提供されているサービス量を勘案し、事業所確保目標を明確化することで、民間事業者の事業開設に向けた指針を示します。これにより、必要なサービス提供のための基盤整備を促進していきます。

必要なサービスの見込量を確保するために、生活介護は平成30年度(2018年度)と平成32年度(2020年度)にそれぞれ1か所増設、就労継続支援(A型)は平成30年度(2018年度)に2か所増設、就労継続支援(B型)は平成32年度(2020年度)に1か所増設、共同生活援助は平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)まで毎年2か所の増設を目指します。平成30年度(2018年度)に創設される就労定着支援については、平成30年度(2018年度)に7か所の新設、自立生活援助については、平成30年度(2018年度)に1か所の新設を目指します。

また、平成30年度(2018年度)から実施される共生型サービスを積極的に活用することにより、障害福祉サービスから介護保険サービスにスムーズに移行できる体制を実現していきます。

サービス名	平成29年度 (2017年度)	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	事業所数 17 か所	実利用人数見込	458	466	474
	定員数 541 人	整備か所数	1	0	1
	市外利用者 217 人 市外施設利用 119 人	整備定員	20	0	20
就労継続支援 (A 型)	事業所数 1 か所	実利用人数見込	35	37	39
	定員数 20 人	整備か所数	2	0	0
		整備定員	20	0	0

就労継続支援 (B 型)	事業所数 20 か所 定員数 446 人	実利用人数見込	447	462	477
		整備か所数	0	0	1
		整備定員	0	0	20
就労定着支援	平成 30 年度からの 新規事業	実利用人数見込	12	13	14
		整備か所数	7	0	0
共同生活援助	共同住居数 40 か所 定員数 263 人 市外利用者 126 人 市外施設利用 60 人	実利用人数見込	210	220	230
		整備か所数	2	2	2
		整備定員	10	10	10
自立生活援助	平成 30 年度からの 新規事業	実利用人数見込	1	2	2
		整備か所数	1	0	0

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学児について、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児で、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要であると認められた児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児について、授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
居宅訪問型児童発達支援 *平成30年度からの新規事業	未就学の重度障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

第二次計画の進捗状況

サービス名	単位		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	(見込)
児童発達支援	人/月	実利用人数	115	141	118	151	121	161
	人*日/月	延利用日数	889	1,076	912	1,140	936	1,146
医療型児童発達支援	人/月	実利用人数	0	0	0	1	0	2
	人*日/月	延利用日数	0	0	0	1	0	2
放課後等デイサービス	人/月	実利用人数	172	220	175	262	178	292
	人*日/月	延利用日数	1,706	2,474	1,736	3,168	1,765	3,809
保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	3	1	5	1	7	3
	人*日/月	延利用日数	3	1	5	1	7	3
障害児相談支援	人/月	実利用人数	65	91	66	100	67	116

*平成27年度、平成28年度は3月実績、平成29年度は4月～6月実績による見込

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量

サービス名	単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①児童発達支援	人/月	実利用人数	171	181	191
	人*日/月	延利用日数	1,368	1,448	1,528
②医療型児童発達支援	人/月	実利用人数	2	2	2
	人*日/月	延利用日数	2	2	2
③放課後等デイサービス	人/月	実利用人数	328	364	400
	人*日/月	延利用日数	3,936	4,368	4,800
④保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	5	7	9
	人*日/月	延利用日数	10	14	18
⑤居宅訪問型児童発達支援	人/月	実利用人数	8	8	8
	人*日/月	延利用日数	32	32	32
⑥障害児相談支援	人/月	実利用人数	118	127	136



⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	配置人数	1	1	1
--------------------------------------	---	------	---	---	---

*人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量の考え方

【①児童発達支援】

- ・実利用人数については、平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績を踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、平成28年度(2016年度)の実績値から8日/月で見込んでいます。

【②医療型児童発達支援】

- ・実利用人数については、平成29年度(2017年度)の利用実績見込より、年2人の利用を見込んでいます。
- ・利用日数については、平成28年度(2016年度)の実績値から1日/月で見込んでいます。

【③放課後等デイサービス】

- ・実利用人数については、平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)までの実績より、平成28年度(2016年度)を基準に年36人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、平成28年度(2016年度)の実績値から12日/月で見込んでいます。

【④保育所等訪問支援】

- ・実利用人数については、アンケート調査を踏まえ、今後利用が増加すると見込み、平成29年度(2017年度)以降年2人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、利用日数の上限が2週に1回のため、2日/月で見込んでいます。

【⑤居宅訪問型児童発達支援】

- ・実利用人数については、アンケートで利用を希望した人が17人あり、その半数の、年8人の利用を見込んでいます。
- ・利用日数については、週1回程度の利用を見込み、4日/月で見込んでいます。

【⑥障害児相談支援】

- ・平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績を踏まえ、平成28年度(2016年度)を基準に年9人ずつ増加すると見込んでいます。

【⑦コーディネーター配置】

- ・医療的ケア児に対する支援は、障がい児福祉だけでなく、医療、保健、教育等様々な分野の連携が必要となります。これらを調整するコーディネーターの配置については、圏域での配置も含め検討していきます。

見込量を確保するための方策

【①児童発達支援、③放課後等デイサービス】

- ・障がい児が必要な支援を受けることができるよう、提供量の確保を図ります。

【②医療型児童発達支援】

- ・市内に事業所がないため、医療型児童発達支援を提供する事業所との連携を図ります。

【④保育所等訪問支援】

- ・関係機関との連携を図りながら、保育所等の安定した利用を促進します。

【⑤居宅訪問型児童発達支援】

- ・平成30年度(2018年度)から新たに始まるサービスであり、利用に係る周知及び事業所新設への働きかけを行います。

【⑥障害児相談支援】

- ・障害児通所支援が円滑に利用できるよう、障害児相談支援の充実を図ります。

【⑦コーディネーター配置】

- ・医療的ケア児支援のため、コーディネーターの配置を行います。



2 子ども・子育て支援

「市町村障害児福祉計画」の策定義務化に伴い、平成29年(2017年)3月に全部改正された国の基本指針において、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、市町村は子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制について、定量的な目標を設定し整備を行うこととされました。

定量的な目標

施設名	必要な見込量(人)	定量的な目標(見込)(人)		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
保育所	10	3	3	4
認定こども園 (2・3号認定のみ)	5	1	2	2
放課後児童クラブ	30	10	10	10

定量的な目標の考え方

障害児通所支援利用者を対象としたニーズ調査においては、調査対象者の4%程度が認定こども園、17%程度が放課後児童クラブの利用を希望されました。

これらの結果及び平成30年度(2018年度)の児童発達支援・放課後等デイサービス実利用者人数見込、山口市子ども・子育て支援事業計画に掲げる各種事業の利用者実績から、必要な見込み量を算出しました。

なお、今回のニーズ調査において、保育所を利用希望された方はいませんでしたが、今後の利用拡大分として算出しています。

目標達成のための方策

すべての子どもを対象とする一般施策である、子ども・子育て支援施策と、障がい児等を対象とする専門的な支援施策である、障害児通所支援等とを連携して行う体制を構築し、障がいのある児童等が、子ども・子育て支援を利用しながらでも、専門的な支援を利用しやすい環境を整えます。

また、障がい児等対象調査では、「山口市が今後、一番進めるべきこと」を尋ねた自由意見欄において、「仕事との両立を支える支援」を挙げた人が多くありました。子どもに障がいがあっても、子ども・子育て支援と、障害児通所支援等の両方を利用することにより、子育てと

療育、そして仕事を両立できるよう、情報提供や相談・支援体制の充実等、環境整備を行います。

3 児童福祉法に基づくサービスの基盤整備計画

児童福祉法に基づくサービスの提供については、国・県の方針を踏まえるとともに、本市におけるサービスに対するニーズと現在提供されているサービス量を勘案し、事業所確保目標を明確化することで、民間事業者の事業開設に向けた指針を示します。これにより、必要なサービス提供のための基盤整備を促進していきます。

必要なサービスの見込量を確保するために、児童発達支援は平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)まで毎年1か所増設、医療型児童発達支援は平成30年度(2018年度)に1か所新設、放課後等デイサービスは平成30年度(2018年度)に1か所、平成31年(2019年度)と平成32年度(2020年度)の各年度に2か所増設を目指し、そのうち1か所は主に重症心身障害児を支援する事業所の設置を目指します。また、平成30年度(2018年度)に創設される居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度(2018年度)に1か所の新設を目指します。

サービス名	平成29年度 (2017年度)	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	事業所数 10 か所 定員数 68 人	実利用人数見込	171	181	191
		平均利用日数	8	8	8
		整備か所数	1	1	1
		整備定員	10	10	10
医療型 児童発達支援	事業所数 0 か所 定員数 0 人	実利用人数見込	2	2	2
		整備か所数	1	0	0
		整備定員	10	0	0
放課後等 デイサービス	事業所数 16 か所 定員数 177 人	実利用人数見込	322	352	382
		平均利用日数	12	12	12
		整備か所数	1	2	2
		整備定員	10	20	20
保育所等 訪問支援	事業所数 1 か所	実利用人数見込	5	7	9
		整備か所数	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	平成 30 年度から の新規事業	実利用人数見込	8	8	8
		整備か所数	1	0	0

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施し、市町村が自主的に取り組む「任意事業」と組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に働きかけ、共生社会の実現を図ります。

第二次計画の進捗状況

事業名	年度	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成27年度(2015年度)	市民講座等の実施 1回
	平成28年度(2016年度)	市民講座等の実施 1回
	平成29年度(2017年度)	市民講座等の実施 1回

第三次計画における事業実施の考え方

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施 (2回)	実施 (3回)	実施 (4回)

○地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、大変重要な取組です。障害者週間等を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベント等を企画し、事業実施回数の増加に取り組めます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取組を支援します。

第二次計画の進捗状況

事業名	年度	事業内容
自発的活動支援事業	平成27年度(2015年度)	社会活動支援事業4件、その他形式事業1件
	平成28年度(2016年度)	社会活動支援事業4件、その他形式事業1件
	平成29年度(2017年度)	孤立防止活動支援1件、ボランティア活動支援1件

第三次計画における事業実施の考え方

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施 (2件程度)	実施 (2件程度)	実施 (2件程度)

○地域生活支援事業における自発的活動支援事業は下記実施形式によるものとされています。

①ピアサポート

障がいのある人等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。



②災害対策

障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

③孤立防止活動支援

地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

④社会活動

障がいのある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する。

⑤ボランティア活動支援

障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

⑥その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

今後、これらの事業の周知、既存団体等への委託・補助を検討し、支援の拡大を図ります。

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	地域で安心して生活できるように、相談支援事業所が障がいのある人等またはその保護者からの相談に応じ、障害福祉サービスや社会資源等の利用等必要な情報提供及び助言、支援を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	障がい者基幹相談支援センターの他に相談支援事業所の中でも専門的職員を配置している事業所が困難事例に対応するとともに、地域の相談支援事業所に対して障がいの特性に応じた専門的助言等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害者相談支援事業	か所	4	6	4	6	4	5
基幹相談支援センターの 設置	設置の有無	-	有	-	有	-	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	1	4	1	4	1	4
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-

* 平成27年度、平成28年度は3月実績、平成29年度は7月実績

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○障がい者基幹相談支援センターに加え、身体・知的・精神・発達等の各障がい特性に見識のある専門職を配置している相談支援事業所に機能強化事業の委託を行います。身近な場所で相談できるよう障害者相談支援事業所数は現状維持としています。

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	か所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	5	5	5
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

見込量を確保するための方策

○障がい者基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所等が相談支援の拠点となり、障がいのある人と家族が身近で相談でき、安心して生活ができるような相談支援体制を整備します。

○住宅入居等支援事業の実施については、体制の整備を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
成年後見制度 利用支援事業	人/年	2	2	4	4	4	4

* 平成27年度、平成28年度は3月実績、平成29年度は8月末実績による見込

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの利用実績を考慮し、年に5人の利用があると見込んでいます。

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5

見込量を確保するための方策

○関係機関と連携しながら、制度の周知、対象者の把握及び利用の促進を図ります。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	-	無	-	無	-	無

第三次計画の見込量の考え方

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無

見込量を確保するための方策

○既に本市において、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できているため、今後も法人後見の活動が安定的に実施できるように関係法人等との連携を行います。



(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のある人に対して、手話奉仕員や要約筆記者等の派遣、または手話通訳者の設置等を実施し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援します。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	460	662	460	769	460	798
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	140	135	140	124	140	129
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	180	246	180	254	180	255
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	-	1,672	-	1,615	-	1,788
	設置人数	3	3	3	3	3	3

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は8月末実績による見込

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○合理的配慮の普及による利用者の増加を年5%見込んでいます。

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者派遣事業	利用者数/年	837	878	921
手話奉仕員派遣事業	利用者数/年	135	141	148



要約筆記者派遣事業	利用者数/年	267	280	294
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	1,877	1,970	2,068
	設置人数	3	4	4

見込量を確保するための方策

- 手話通訳者を、山口市社会福祉協議会に設置します。
- 養成講座等を実施し、人材の確保を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

種類等	内容
介護訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達やコミュニケーション等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用



第二次計画の進捗状況

種類等	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
介護訓練支援用具	給付件数/年	15	11	15	19	15	6
自立生活支援用具	給付件数/年	40	29	40	36	40	27
在宅療養等 支援用具	給付件数/年	25	32	25	18	25	27
情報・意思疎通 支援用具	給付件数/年	50	32	50	41	50	42
排泄管理支援用具	給付決定者数/年	400	461	400	361	400	430
	給付件数/年(*1)	-	3,647	-	3,865	-	5,064
住宅改修費	給付件数/年	10	10	10	8	10	9

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は、4月～7月実績による見込(4か月分×3)

(*1) ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

第二次計画期間の第2期(平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度))において、給付件数が年度により変動があるため、3年間の平均値と今後の動向を加味して見込量を算出しました。なお、排泄管理支援用具については増加傾向にあり、平成30年度(2018年度)以降、年間100件の増加を見込んでいます。

【見込量】

種類等	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護訓練支援用具	給付件数/年	16	16	16
自立生活支援用具	給付件数/年	31	31	31
在宅療養等支援用具	給付件数/年	26	26	26
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	50	50	50
排泄管理支援用具	給付件数/年	5, 200	5, 300	5, 400
住宅改修費	給付件数/年	15	15	15

* ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする

見込量を確保するための方策

〇ニーズが増加・複雑化していることや、用具が多様化していることなどから、給付対象種類等の見直しを定期的に行うなど見込量を確保します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度(見込) (2017年度)
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 終了者数/年	15	17	17
	各年度末 登録者数	102	99	102

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は 9月時点見込

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)における養成研修修了者数の推移を基に、見込量を算出しています。

見込量を確保するための方策

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 終了者数/年	18	19	20

〇手話奉仕員養成研修(入門課程、基礎課程)を毎年度実施し、広報により参加者の増加を図ります。

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
移動支援事業	か所	－	27	－	29	－	29
	月平均実利用者数	－	50	－	38	－	40
	実利用者数/年	75	88	75	78	75	58
	延利用時間/年	7,500	6,893	7,500	4,808	7,500	5,239

* 平成27年度、平成28年度は3月実績、平成29年度は4～8月実績による見込(5か月分÷5×12)

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○平成29年度(2017年度)に、支援の範囲を広げたことから、利用者数及び利用時間とも平成28年度より増加すると見込んでいます。(一人あたりの月平均利用時間は11時間の見込み。)

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	か所	30	30	30
	月平均実利用者数	42	44	46
	時間分/年	5,500	5,800	6,000

* 時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12ヶ月で算出される

見込量を確保するための方策

○地域における自立生活及び社会参加を促進するため、ニーズに対応した事業を実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、利用者を通して日常生活に必要な便宜の供与を適性かつ効果的に行う施設です。創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とした基礎的事業とセンター機能をより充実強化するための機能強化事業があります。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
地域活動支援 センターⅠ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数/年	－	94	－	93	－	90
地域活動支援 センターⅡ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数/年	－	44	－	48	－	46
地域活動支援 センターⅢ型	実施か所数	3	3	3	3	3	3
	実利用者数/年	－	63	－	57	－	60

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は7月実績



第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○実利用者数については、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)(見込)まで、ほぼ横ばいで推移しているため、平成28年度(2016年度)実績と同数で見込んでいます。(一人あたりの月平均利用日数は、Ⅰ型:11日、Ⅱ型:4日、Ⅲ型:8日の見込み。)

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター Ⅰ型(機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	93	93	93
	人分/年	12,276	12,276	12,276
地域活動支援センター Ⅱ型(機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	48	48	48
	人分/年	2,304	2,304	2,304
地域活動支援センター Ⅲ型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	57	57	57
	人分/年	5,472	5,472	5,472

* 人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12ヶ月で算出される

見込量を確保するための方策

○障がいのある人の地域生活支援を促進するため、引き続き実施事業所への支援を行います。

2 任意事業(市町村が自主的に取り組む事業)

(1) 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
日中一時支援 事業	実施か所数 (3月31日時点)	-	52	-	59	-	59
	月平均実利用者数	-	149	-	149	-	172
	実利用者数/年	280	276	280	297	280	293
	延利用回数/年	8,400	7,980	8,400	7,261	8,400	8,802

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は4～8月実績による見込(28年度の9月以降伸び率を反映)

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○平成31年度(2019年度)までに、福祉サービスとの併給利用について、整理を行う予定であることから、見込み量は平成31年度(2019年度)をピークに横ばいを見込みます。(実績から、一人あたりの月平均利用回数は4.2回の見込み。)

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中一時支援事業	実施か所数	60	60	60
	月平均実利用者数	180	183	183
	回分/年	9,000	9,200	9,200

* 回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12ヶ月で算出される

見込量を確保するための方策

○障害福祉サービスの利用と調整を図りながら、見込み量を確保します。



(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者及び難病患者で、身体的理由により通所を行うことができず、医師意見書により訪問入浴を受けることが必要と認められた人の居宅を訪問して入浴サービスの提供を行います。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
訪問入浴サービス事業	実施か所数 (3月31日時点)	-	3	-	3	-	2
	利用者数 (3月31日時点)	6	5	6	8	6	6
	実利用者数/年	-	48	-	67	-	72
	延利用回数/年	440	314	440	401	440	432

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は 4月～7月実績による見込

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○今後、地域移行を進める中で、利用者数は増加する見込みとしています。(実績より、一人あたり月平均利用回数は6回の見込)

【見込量】

	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	実施か所数	2	2	2
	月平均実利用者数	7	8	9
	回分/年	504	576	648

* 回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

見込量を確保するための方策

○利用者の増加に向けて、制度の周知等を行います。

(3) 【新】巡回支援専門員整備事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
巡回支援専門員 整備事業	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うため巡回支援専門員を配置します。

第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

○対象施設を放課後児童クラブとし、事業の実施にあたっては、教育委員会との連携や保育所等訪問支援事業との調整を図ります。

【見込量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
巡回支援専門員整備 事業	専門員配置の有無	有 (1人)	有 (1人)	有 (1人)

見込量を確保するための方策

○児童発達支援センターに巡回支援専門員を配置します。

(4) 社会参加支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などの開催費助成を行います。
芸術文化活動振興	障がいのある人等の芸術文化活動のための支援を行います。

点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳による市報を発行します。
朗読奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の福祉増進のため、朗読奉仕員の養成研修を実施します。
自動車運転免許取得・改造 助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第二次計画の進捗状況

事業名	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度(見込) (2017年度)
レクリエーション活動等支援	回/年	2	2	2
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	519	510	515
	音訳 延べ利用人数/年	314	317	318
朗読奉仕員養成事業	養成研修修了者数 人/年	21	9	25
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	0	3	6
	改造 人/年	5	1	6

* 平成27年度、平成28年度は3月末実績、平成29年度は見込み



第三次計画の見込量の考え方

【見込量の考え方】

平成28年度(2016年度)から平成29年度(2017年度)における実績を基に、今後の利用拡大を見込み、算出しています。

【見込み量】

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
レクリエーション活動等支援	回/年	2	3	3
芸術文化活動振興	回/年	1	2	3
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	520	521	522
	音訳 延べ利用人数/年	319	320	321
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	20	20	20
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	6	6	6
	改造 人/年	6	6	6

見込量を確保するための方策

○利用者が拡大するよう、制度の周知を行います。

○関係機関や実施団体と連携を図り、利用・参加しやすい環境づくりを行います。



第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。

